



巻頭図 1 飯盛城跡遠景(俯瞰) 北西から



巻頭図 2 石垣 69 全景 南東から



巻頭図 3 飯盛城域周辺の赤色立体地図

序 文

飯盛城跡は、大阪府四條畷市と大東市とにまたがる飯盛山の山頂に築かれた戦国時代末期の山城跡で、城域は東西約400m、南北約700mを測り、西日本有数の規模を誇ります。

両市共同で平成28年度から令和元年度まで調査を行った結果、飯盛城跡は日本城郭史上の画期に位置づけられる貴重な遺跡であることが判明しました。両市では飯盛城跡をより良好な状態で保存活用し、未来へ残していくため、令和2年度に国史跡指定の意見具申を行い、令和3年10月11日に「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして、国史跡の指定を受けました。

飯盛城跡は、当時の曲輪や石垣などの城郭遺構が良好な状態で残っている一方、史跡の保存面では自然災害や樹木の成長、獣害などによる遺構の損傷やき損、また活用面では史跡へのアクセス道の維持管理や標識類の不足など、多くの問題点や課題があります。

四條畷市と大東市では、この貴重な歴史遺産を後世に継承していくとともに、教育や文化面はもとより地域活性化などにおいても活用していくにあたり、様々な問題点や課題を整理し、適切な保存とより一層の活用を図っていくために「史跡飯盛城跡保存活用計画」を策定しました。

結びに、この計画を策定するにあたり多くのご指導、ご鞭撻を賜りました専門委員の皆様や、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課をはじめ関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月31日

大東市長 東坂 浩一

四條畷市長 東 修平

例 言

1. 本書は、史跡飯盛城跡の保存活用計画書である。
2. 本事業は、大東市と四條畷市が令和4(2022)年度から令和5(2023)年度までの2か年で実施した。なお令和5(2023)年度については、国庫補助金(史跡等保存活用計画策定事業)の交付を受けた。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言のもと、両市の「飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」をもとに設置した「史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て策定した。
4. 本事業の事務局は、大東市産業・文化部生涯学習課及び四條畷市教育委員会スポーツ・文化財振興課に置いた。
5. 本事業は、株式会社総合計画機構に計画策定支援業務を委託して行った。
6. 本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

目 次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画策定の目的	5
3. 計画の対象範囲と実施期間	5
(1) 計画の対象範囲	
(2) 計画の実施期間	
4. 専門委員会の設置と経緯	10
5. 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連	14
(1) 大東市	
(2) 四條畷市	
 第2章 史跡飯盛城跡を取り巻く環境	19
1. 大東市・四條畷市の概況	19
2. 自然環境	20
(1) 地形・地質	
(2) 気候	
(3) 動植物	
3. 歴史的環境	26
4. 社会的環境	30
(1) 人口	
(2) 都市計画・土地利用	
(3) 交通	
(4) 産業	
(5) 観光・レクリエーション	
(6) 大東市及び四條畷市の指定・登録文化財	
(7) 飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設	
(8) 防災	
(9) 法規制	
 第3章 史跡飯盛城跡の概要	44
1. 指定に至る経緯	44
2. 指定と追加指定の状況	44
(1) 指定告示	
(2) 管理団体告示	
(3) 指定説明文	
3. 指定範囲	47
4. 指定に至る調査成果	49
(1) 考古学調査	
(2) 関連資料調査	
(3) まとめ	
5. 指定後の調査	55
6. 指定地の状況	55
(1) 土地所有	
(2) 土地利用	

第4章 史跡飯盛城跡の本質的価値	60
1. 史跡飯盛城跡の本質的価値.....	60
2. 構成要素の特定	61
第5章 史跡の現状と課題	70
1. 保存管理	70
(1) 保存管理の現状	
(2) 保存管理の課題	
(3) 構成要素ごとの保存管理の現状・課題の整理	
2. 活用	78
(1) 活用の現状	
(2) 活用の課題	
(3) 構成要素ごとの活用の現状・課題の整理	
3. 整備	83
(1) 整備の現状	
(2) 整備の課題	
(3) 構成要素ごとの整備の現状・課題の整理	
4. 運営・体制の整備	88
(1) 運営・体制の現状	
(2) 運営・体制の課題	
第6章 保存・活用の大綱と基本方針	90
1. 大綱	90
2. 基本方針	90
(1) 保存管理の基本方針	
(2) 活用の基本方針	
(3) 整備の基本方針	
(4) 運営・体制の基本方針	
第7章 史跡の保存（保存管理）	91
1. 保存の方向性	91
(1) 史跡全体の方向性	
(2) 地区別の方向性	
(3) 史跡指定地外の方向性	
2. 保存の方法	93
(1) 史跡全体の方法	
(2) 地区別の方法	
(3) 史跡指定地外の方法	
3. 現状変更等の取扱い基準	100
(1) 現状変更等の概要及び法令上の許可基準	
(2) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準	

第8章 史跡の活用	108
1. 活用の方向性	108
2. 活用の方法	108
(1) 価値の普及・情報発信	
(2) 周辺施設・文化財等とのネットワーク	
(3) 教育的活用	
(4) 観光活用・シティプロモーション	
(5) 地域のまちづくり資源としての活用	
第9章 史跡の整備（整備基本構想）	110
1. 整備の目標	110
2. 整備の方向性	110
3. 整備の方法	111
(1) 保存のための整備の方法	
(2) 活用のための整備の方法	
4. 整備のイメージ	115
第10章 運営・体制の整備	120
1. 方向性	120
2. 方法	120
(1) 保存管理(日常管理等)のための運営・体制	
(2) 保存管理(災害対応)のための運営・体制	
(3) 活用のための運営・体制	
第11章 施策の実施計画の策定・実施	122
1. 施策の実施計画の策定	122
2. 実施計画への対応	124
第12章 経過観察	125
1. 方向性	125
2. 方法	126
(1) 手法と基本的指標	
(2) 評価	
(3) 経過観察後の問題の解決	
資料編	128
■ワークショップ開催記録	128
■文化財保護法及び関連法令(抜粋)	138
■主な出典資料	147